

ご存じですか？「インセンティブ制度」

皆さまの取り組みが保険料率を変えます！

インセンティブ（報奨金）制度は、協会けんぽの加入者および事業主の皆さまの健康づくり等にかかる取り組み実績に応じて、インセンティブを付与し、**健康保険料率が引き下げられる制度**です。

指標① 特定健診等の実施率

加入者様

協会けんぽの健診を毎年受診しましょう！
<被保険者（ご本人）様> 生活習慣病予防健診
<被扶養者（ご家族）様> 特定健診

事業主様

協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施されている場合は、**健診結果データを協会けんぽへ提供**してください！（40歳以上の協会けんぽ加入者様分）

指標② 特定保健指導の実施率

加入者様

健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、**特定保健指導を受けましょう！**

事業主様

特定保健指導は、保健師等が事業所を訪問し実施します。健診機関（健診当日）やICTでも受けることができます。

皆様に取り組んで
いただきたいこと！

（5つの評価指標）

指標④ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率

加入者様

健診の結果、「**血圧、血糖、脂質が要治療（再検査含む）**」の判定を受けた方は**必ず医療機関を受診**しましょう。

事業主様

従業員の健診結果を把握し、「**要治療者**」に対して**受診を促してください**。



指標⑤ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合

加入者様

医療機関でお薬が処方される場合、**医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にご利用**ください。



協会けんぽ長崎支部
キャラクター
ケン坊ババ

健康保険料率の上昇を抑えるためにも、病気の予防・健康づくりに積極的に取り組んで、健康的な生活を手に入れましょう！

インセンティブ制度のチェックポイント

①健康保険料率に反映される取り組み実績について

インセンティブ制度は、当年度の取り組み実績に基づき翌々年度の健康保険料率にインセンティブを付与する制度です。

②インセンティブの付与対象支部について

インセンティブ制度では、**5つの評価指標**に基づき支部ごとの実績を評価し、その結果、**上位15支部（※1）**に対して得点数に応じた**インセンティブを付与**することとしており、そのインセンティブによって健康保険料率の引き下げを行います。

（※1）令和6年度保険料率より、インセンティブ付与対象支部を上位15支部へ縮小。
令和5年度保険料率まではインセンティブ付与対象支部は上位23支部。

加入者皆さまの健康づくりへの取り組みが保険料率上昇を抑える大きな力になります



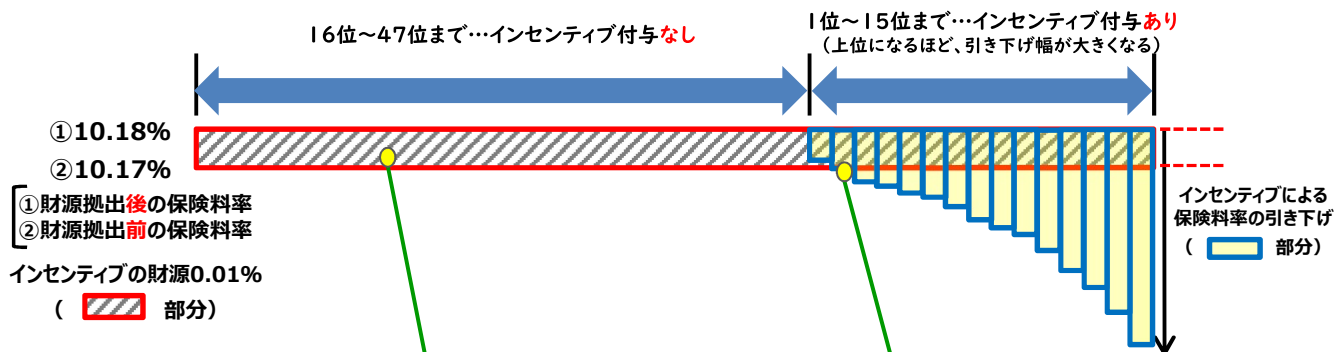
協会けんぽ長崎支部
キャラクター
ケン坊

③インセンティブの財源負担

財源は、全支部から一律0.01%を従来の健康保険料率に上乗せして拠出します。

令和4年度実績を反映した令和6年度の長崎支部の保険料率は？

令和6年度のインセンティブの財源（0.01%）拠出後の長崎支部健康保険料率は10.18%です。
長崎支部の令和4年度実績は**14位**（47支部中）であり、**0.01%のインセンティブが付与**されています。
この結果を反映した令和6年度の長崎支部の保険料率は**10.17%**です。



もしインセンティブが付与されていなかったら…？
インセンティブ **なし**
→保険料率**10.18%**

長崎支部【総合順位14位】
インセンティブ **0.01%**
10.18% - 0.01% = 保険料率**10.17%**



協会けんぽ長崎支部キャラクター
尾まがり猫家族

令和6年度の取り組み結果は令和8年度の健康保険料率に反映されます。
引き続きご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

〒850-8537
長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
TEL: 095-829-6000（企画総務グループ）